

独立行政法人移行に向けた住宅金融公庫の業務の 改善・効率化等について（経営改善計画）

平成17年7月6日
国土交通省
住宅金融公庫

Ⅰ 基本的考え方

住宅金融公庫は、今国会において成立した独立行政法人住宅金融支援機構法（以下「機構法」という。）に基づき、平成19年4月に廃止され、証券化支援業務等を推進する新たな独立行政法人（独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。））が設置される予定である。住宅金融公庫は、これまで財政融資資金を活用して住宅取得者に対して直接融資を行うことをその業務の柱としてきたが、融資利用者からの任意繰上償還等に起因した収支差の発生により、多額の補給金が措置されている。このような状況のもと、民間にできることは民間に委ねるとする特殊法人改革の趣旨等を踏まえ、機構は、住宅金融市場の中で、民間金融機関の支援・補完を自立的な経営のもと推進することとしている。

機構が推進する業務については、特殊法人等整理合理化計画を踏まえ、民間で取り組んでいる融資業務は廃止し、機構法において、民間金融機関が長期・固定の住宅ローンを円滑に供給することを支援する証券化支援業務のほか、中小規模の機関も含めた民間金融機関による住宅ローンの安定的な供給を支援する融資保険業務、民間では対応が困難な分野における融資業務、既往債権の管理等を行うこととしている。なお、個人向け住宅ローン融資の取扱いについても、特殊法人等整理合理化計画に示された方針に沿って、機構設置までに証券化ローンや民間金融機関の業務の動向を勘案して最終決定することとしている。

機構が、これらの業務を円滑に推進し、民間金融機関の支援・補完を行うためには、機構設立後のみならず、設立前の住宅金融公庫の段階から先行して、様々な側面から業務の改善・効率化等を進める必要があると考えられる。

II 業務の改善

1 証券化ローンの制度改善等

機構の業務の柱となる証券化支援業務の着実な推進を図るため、融資限度額の引き上げ、証券化ローンに係る協調型融資の導入、中古住宅に係る築年数要件の緩和等により、証券化ローンの対象の拡大を進めるとともに、金利変動リスクのヘッジ等による民間金融機関への提示金利の引き下げ等により証券化ローンの商品性の向上を推進する。

さらに、「新型住宅ローン」に代わる新たな名称「フラット35」のPR、認知度向上に向けたマスメディアの活用等証券化ローンに係るPR活動を積極的に展開する。

また、住宅ローンに関する的確な情報が消費者に提供されるよう、住宅事業者から消費者への情報提供を促進する。

2 リスクの管理

融資利用者からの任意繰上償還に伴うリスクを投資家に移転するため、既往債権等についてMBS化（証券化）を積極的に推進する。また、貸付と調達の償還期間等の整合性を確保すること等により、ALM（資産・負債総合管理）を実施し、金利リスク及び流動性リスクを適切に管理する。

信用リスクについては、証券化支援業務に加えて融資業務についても、金利にリスク補完のための費用分を上乗せする方式に平成17年度より移行するとともに、デフォルト率・回収率の状況を的確にモニタリングし、その結果を踏まえ、機動的に証券化ローン等の金利の水準を見直す。

3 積極的な情報の公開

業務運営に関する透明性を確保するため、ディスクロージャー誌及びホームページの充実等により情報の公開を積極的に推進する。また、消費者等からの照会等に的確に対応するため、ユーザーサービスの充実を進める。

III 業務運営の効率化

1 組織運営の効率化

効率的な業務運営が行われるよう組織を整備するとともに、機構設立後においても継続的に事務や組織のあり方について点検を行い、機動的に見直しを实

施する。特に機構の主要な業務となる証券化支援業務については、その重点的かつ効率的な推進の観点から、支店の再編にあわせて証券化支援業務の推進活動を行うセンターを各地域に展開する。

2 一般管理費の削減

住宅金融公庫は、平成18年度末までに、平成16年度の水準に比べて、常勤職員数について4%以上、一般管理費については6%以上先行的に削減する。

また、平成18年度までに職員の本俸を平均6%引き下げるとともに、平均定期昇給率を国家公務員の1/2程度に抑制する給与体系を導入する。

機構は、独立行政法人第一期中期目標期間（平成19～23年度を想定）中に、常勤職員数については10%以上、一般管理費については15%以上の削減を目指す。（※）

（※）具体的な数値目標は、独立行政法人第一期中期目標において決定する。

3 総合的なコストの縮減

業務の推進に伴う費用について、民間機関における取り組みの状況も踏まえて、コスト縮減を徹底する。特に、管理回収業務の一部等外部機関に委託した方が効率的と考えられる業務は積極的にアウトソーシング化を推進する。

IV 財務内容の改善

1 既往債権に係る損失への対応

既往債権に係る補給金等については、（財）公庫住宅融資保証協会の損失処理も含め、以下のとおり、透明な形で先送りせずに早期に処理する。

- ・ 既往債権については、平成17年度より他の業務とは区別した特別勘定を設置して管理
- ・ 公庫の既往債権は、保証協会の保証債務を含む権利義務とともに、機構が承継
- ・ 既往債権を証券化し、その資金等を活用して、財政融資資金の繰上償還を実施し、独立行政法人第一期中期目標期間（平成19～23年度を想定）中に所要額を全て措置し、補給金は廃止（※）
- ・ 既往債権の証券化により、証券化市場の育成を促すことを通じ、民間金融機関による長期固定ローンの供給を支援する証券化支援業務の立ち上げを

支援

(※) 金利動向等にもよるが、10兆円前後の繰上償還を実施（平成17年度は1.6兆円を見込む）。

また、損失の状況、処理方法等についての情報を随時公開する。

2 資金調達コスト等の低減

投資家に対してMBSに関する広報活動を積極的に展開するほか、MBSの信用力の裏付けとなる融資債権に係る情報の積極的開示によりMBSの投資家層の拡大を図る。また、引受手数料等の債券発行経費について、コストの削減を徹底する。

3 回収業務の強化

回収業務については、延滞状況を適宜的確に見極めたうえ、最大限の回収を図るべく、競売よりも回収率の高い任意売却の手法を積極的に活用する等これまで以上に回収に対する取組を強化する。

V 機構の収支の見通し（既往債権管理勘定を除く。）

独立行政法人第一期中期目標期間（平成19年～23年度を想定）中に単年度収支を黒字に転換し、第二期中期目標期間（平成24～28年度を想定）中に繰越損失金を解消する。